平成２２年（フ）第２３４号
石川県石川郡野々市町中林１丁目390番地
債務者　山本　修士
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
福井県敦賀市神楽町２丁目３番18号
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２２１号
山梨県甲府市池田３丁目５番30号エバーグリーン池田306号
債務者　廣瀬つね子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
山梨県甲府市和戸町404番地４
債務者　飯嶋知江子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
山梨県甲斐市西八幡3516―１、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町市部1021番地
債務者　竹下　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
山梨県甲府市国玉町592番地小宮山アパート３号室
債務者　的場よし子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
山梨県笛吹市石和町市部120番地　市営住宅長塚団地２―２号
債務者　赤尾　春子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
山梨県甲府市和田町675番地
債務者　小松　金也
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
山梨県甲府市和田町675番地
債務者　小松　照子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
甲府市武田３丁目８番15号　３Ｅ号
債務者　仲山　昌仁
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
山梨県富士吉田市上吉田4370番地　市営富士団地12号館２号室
債務者　渡邉日出雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
山梨県富士吉田市上吉田4370番地　市営富士団地12号館２号室
債務者　渡邉三枝子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
長野県茅野市玉川1275番地
債務者　牛山　道博
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４２号
長野県飯田市鼎一色240番地３　ハミングビレッジ204号
債務者　清水　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺443番地126
債務者　上原サミル　タデウこと　上原サミル
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第５９号
岐阜県可児市土田5539番地１　バーディフラッツ106
債務者　志賀　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部